

職場のトラブルや労働管理に関するお困りごと

労働法令の専門家

# 社会保険労務士に 相談してみませんか？



静岡県社会保険労務士会では  
労働・社会保険相談を毎週  
金曜日の13:00~17:00まで  
無料にて行っております。  
電話での相談も受け付けており  
ます。  
ぜひお気軽にご相談ください。  
**予約優先、休日・祝日は除く**

## 相談の一例

解雇、賃金不払、労働条件の変更、賃下げ、配置転換、損害賠償請求、パワハラ、セクハラ、いじめ、休職中の賃金、定年退職後の働き方、年収の壁、失業給付に関する事、退職後の健康保険に関する事、その他

(相談・問い合わせはこちらまで)

静岡県社会保険労務士会  
総合労働相談センター

**TEL: 054-249-1101**

〒420-0833 静岡市葵区東鷹匠9-2

<https://www.sr-shizuoka.or.jp/>

静岡県社会保険労務士会総合労働相談センター  
労働相談開催日 毎週金曜日 13:00~17:00

2025年	4月	4日、11日、18日、25日
	5月	2日、9日、23日、30日
	6月	6日、13日、20日、27日
	7月	4日、11日、18日、25日
	8月	1日、8日、22日、29日
	9月	5日、12日、19日、26日
	10月	3日、10日、17日、24日、31日
	11月	7日、14日、21日、28日
	12月	5日、12日、26日
2026年	1月	9日、16日、23日、30日
	2月	6日、13日、20日、27日
	3月	6日、13日、27日



 **054-249-1101**

まずは  
お電話を

受付時間：月～金曜日（休日・祝日を除く）10:00～16:00



**社労士会労働紛争解決センター静岡の**

**あっせんを利用して**

**相談から解決までがワンストップで可能!**

社労士会労働紛争解決センター静岡は、静岡県社会保険労務士会が裁判外紛争解決手続きの一環として社会保険労務士の専門知識を活かして中立公正な立場で個別労働関係紛争の解決を図るために設立した機関です。

解雇、賃金不払、労働条件の変更、賃下げ、配置転換、損害賠償請求、パワハラ、セクハラ、いじめ、その他労働者と事業主との個別労働関係紛争がありましたら社労士会労働紛争解決センター静岡にご相談ください。

**あっせんは特定社会保険労務士が担当します。**  
**だから「安心」「早い」「簡単」「安い」。**  
**もちろん非公開です。**



社労士会労働紛争解決センター静岡 社労士会労働紛争解決センター静岡